

平成 27 年 7 月 29 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について
((仮称) 伏見町三丁目計画)

都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 30 日付けで株式会社三菱東京 UFJ 銀行から申請のあった民間都市再生事業計画について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました (内容等については別紙参照)。

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例 (金融支援等)、税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：近藤、新川

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

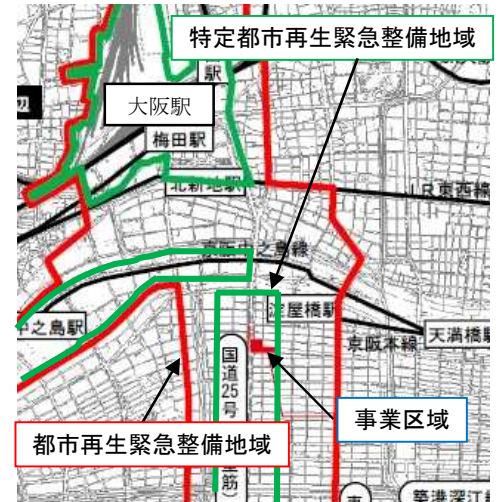
F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 27 年 7 月 29 日
2. 申請事業者の名称 株式会社三菱東京 UFJ 銀行
3. 都市再生事業の名称 (仮称) 伏見町三丁目計画

4. 都市再生事業の目的

本事業は、都市再生緊急整備地域として定められている御堂筋周辺地域において、風格ある国際的な中枢都市機能集積地を形成し、御堂筋のにぎわいを創出するとしている地域整備方針の実現に向け、業務機能の強化や御堂筋の歴史に配慮した建築デザイン及び上質なにぎわい機能の導入による風格あるビジネスゾーンの形成、地下鉄駅連絡通路のバリアフリー整備等による歩行者の利便性の向上を図ること等により、大阪の都市再生に貢献することを目的とする。



5. 事業施行期間 平成 27 年 5 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

6. 事業区域

- (1) 位置 大阪府大阪市中央区伏見町 3 丁目 10 番 1 号、伏見町 3 丁目 1 番
高麗橋 3 丁目 30 番 1、高麗橋 3 丁目 41 番

- (2) 面積 10,005.12 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

- (1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
A	地上 21 階 塔屋 2 階 地下 3 階	2,353.83 m ²	42,329.65 m ²	3,178.14 m ²	1,331.91%	72.07%
B	地上 18 階 塔屋 2 階 地下 3 階	1,626.18 m ²	24,956.97 m ²	2,358.64 m ²	1,058.11%	68.95%
合計	—	3,980.01 m ²	67,286.62 m ²	5,536.78 m ²	—	—

- (2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備
消火設備、排煙設備、煙突設備、昇降機設備、避雷針設備
- ・ 用途 事務所、銀行、飲食店舗、ギャラリー、自動車車庫、自転車駐輪場

(3) 公共施設の種類・規模等

広場 2,212.81 m² 緑地 138.20 m²

8. 事業経緯

平成 27 年 5 月 1 日 工事開始

平成 32 年 3 月 31 日 工事完了

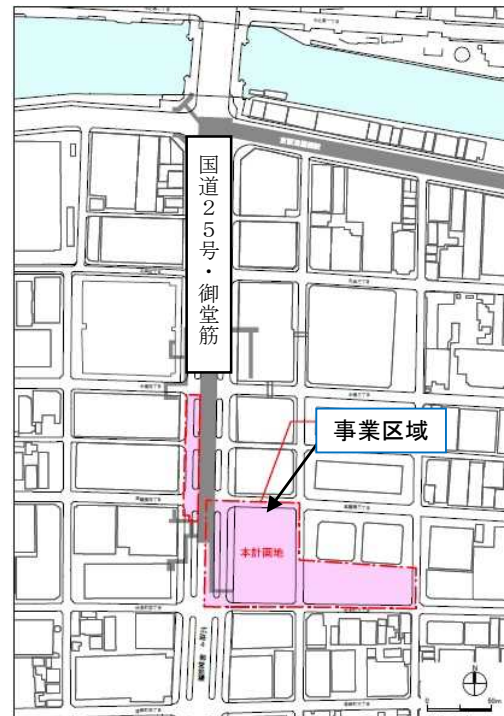
■ 事業スケジュール

平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
基本設計、実施設計、建築確認等																											
												着工															
												事業区域内工事															
												完了															

■ 外観イメージ



■ 周辺状況



■ 概要図

